

大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに測量、調査及び設計の請負契約（以下「対象工事等」という。）に係る条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 入札の対象となる対象工事等は、それぞれ1件の予定価格が1千万円以上のものとする。ただし、当該対象工事等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 災害復旧等のため緊急を要する場合
- (2) 特殊工法による建設工事である場合
- (3) その他市長が入札に適さない対象工事等であると認める場合

(入札の公告手続等)

第3条 市長は、入札を行おうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大牟田市契約規則（平成2年規則第26号）第3条の規定に基づく公告（以下「公告」という。）を行うとともに、必要に応じてその概要を新聞等に掲載するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市の競争入札参加者資格を有する者。ただし、特定建設工事共同企業体又は特定業務共同企業体である場合は、当該特定建設工事共同企業体又は特定業務共同企業体の資格を有するもの及び当該構成員が競争入札参加者資格を有する者であること。
 - (2) 公告の日から当該公告に係る入札の開札の日までの間に大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）による指名停止等の処分を受けていない者
 - (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- 2 市長は、入札に係る契約の性質又は目的により、特に必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件を付けることができる。
- (1) 対象工事等と同種若しくは類似する工事又は業務委託の受注の実績を有する者であること。
 - (2) 対象工事等ごとに必要と認められる技術者を配置することができる者であること。
 - (3) その他対象工事等ごとに定める要件を満たす者であること。
- 3 前項第3号に規定する対象工事ごとに定める要件は、大牟田市競争入札参加者選定委員会規程（昭和63年府達第2号）第2条第1号の規定により大牟田市競争入札参加者選定委員会が決定する参加要件とする。

(入札参加の申込み)

第5条 入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書又は業務費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）
- (3) 設計図書等購入証明書（原本）

- (4) 経営事項審査に基づく総合評定値通知書（写し）
- (5) 同種・類似工事の施工実績調書（様式第2号）
- (6) 配置予定技術者等の資格調書（様式第3号）
- (7) 共同企業体の場合は、特定建設工事等共同企業体資格認定申請書（様式第4号）及び特定建設工事等共同企業体協定書（様式第5号）
(設計図書等の閲覧又は販売)

第6条 市長は、入札参加を希望する者に対し、対象工事等に係る設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧又は販売により当該対象工事等についての周知を図るものとする。この場合において、設計図書等の販売は、文書によるものと同一の内容を記録したCD-ROM等の電子媒体により行うことができる。

2 設計図書等を入手するために必要な費用は、入札参加を希望する者の負担とする。

（予定価格の公表）

第7条 入札を行う場合における予定価格については、当該入札に係る公告に掲載する等の方法により、当該入札前に公表するものとする。

（最低制限価格の公表）

第8条 入札を行う場合における最低制限価格については、当該入札に係る公告に掲載する等の方法により当該入札前にこれを設定した旨を公表するとともに、落札決定後にその金額を公表するものとする。

（工事費内訳書等）

第9条 工事費内訳書等には、すべての項目に記入等がされていることを要し、値引き等による調整は行わないものとする。ただし、金額の表示については、四捨五入等により千円単位未満の端数整理を行うものとする。

（現場説明の不実施）

第10条 対象工事等に関する現場説明については、行わない。

（質疑及び回答）

第11条 入札参加者は、設計図書等及び現場について質疑があるときは、公告で定める期限までに所定の質問書を提出することができる。

2 質問書は、持参又はファックスにより提出しなければならない。

3 質問書に対する回答については、第1項の期限の翌日から起算して3日（大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第11号）第1条第1項に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に閲覧、大牟田市公式ホームページに供する方法又は入札参加者に対する個別の回答により行うものとする。

（見積期間）

第12条 対象工事等に係る入札価格の見積期間については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に定めるところによる。

（入札の方法等）

第13条 入札については、大牟田市郵便入札要綱（平成15年9月10日施行）に基づき、郵便により行うものとする。

2 入札執行回数は、1回とする。

3 入札参加者は、開札の前であって、市長が認めるときは文書により当該入札を辞退することができ

る。

4 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

5 配達指定日に受領した入札書は、入札参加者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて、公告に定めた入札日時に開札する。

(入札の無効)

第14条 入札が大牟田市契約規則第8条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

- (1) 予定価格を上回る価格をもって入札したとき。
- (2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札したとき。
- (3) 工事費内訳書等の金額が入札額に対応しないとき。
- (4) 第5条に規定する必要書類に不備があるとき。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第15条 入札の結果、最低制限価格から予定価格までの範囲内（以下「予定価格等の範囲内」という。）で最低価格による入札を行った者を最低価格入札者として決定する。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせ、最低価格入札者を決定する。ただし、当該入札を行った者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

2 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格を満たし、かつ、最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められないかどうかを審査する。

3 最低価格入札者が、前項の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者としない。

4 前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格等の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、第1項から第3項までの規定を適用する。

(通知)

第16条 前条の審査の結果、落札した入札参加者に対しては、電話により落札した旨を通知する。

2 前条第2項の規定により、落札者としなかった最低価格入札者に対しては、文書によりその旨を通知する。

(入札結果の公表)

第17条 落札者を決定したときは、速やかに入札参加者及び入札金額並びに落札者及び落札金額を大牟田市公式ホームページに掲載するとともに、大牟田市情報公開センターにおいて閲覧に供することにより公表する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、条件付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(大牟田市条件付き一般競争入札試行要綱の廃止)

- 2 大牟田市条件付き一般競争入札試行要綱（平成6年8月1日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

(大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正)

- 2 大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱(平成15年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「対象工事」を「対象工事等」に改める。

第4条第1項第1号中「場合は、」の次に「当該特定建設工事共同企業体の資格を有するもの及び」を加える。

第5条第7号中「特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）」を「特定建設工事共同企業体資格認定申請書（様式第4号）及び特定建設工事共同企業体協定書（様式第5号）」に改める。

第12条中「昭和31年8月29日政令第273号」を「昭和31年政令第273号」に改める。

様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

(別紙)

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月12日から施行する。

(大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正)

- 2 大牟田市条件付き一般競争入札実施要綱(平成15年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「特定建設工事共同企業体」の次に「又は特定業務委託共同企業体」を加える。

第5条第7号中「特定建設工事共同企業体資格認定申請書」を「特定建設工事等共同企業体資格認定申請書」に、「特定建設工事共同企業体協定書」を「特定建設工事等共同企業体協定書」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

(別紙)

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行し、同日以後に公告した入札から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告した入札から適用する。